

○相模原市立障害者地域活動支援センター条例施行規則

平成21年3月31日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市立障害者地域活動支援センター条例(平成21年相模原市条例第7号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用定員)

第2条 相模原市立南障害者地域活動支援センター(以下「センター」という。)の利用定員は、30名とする。

(登録の申請)

第3条 センターに利用の登録をしようとする者は、利用登録申請書に次に掲げる書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項の規定により交付された自立支援医療受給者証(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるもの

(一部改正〔平成25年規則49号〕)

(登録の通知)

第4条 指定管理者は、前条の申請書の提出があった場合において、利用の登録をするときは利用登録通知書により、登録をしないときはその旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(登録の取消し等)

第5条 前条の規定により登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録の取消し又は登録された事項の変更をしようとするときは、利用登録取消(変更)申請

書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、登録の取消し又は登録した事項の変更を承認するときは利用登録取消(変更)決定通知書により、承認しないときはその旨及びその理由を、登録者に通知するものとする。

(一部改正〔平成27年規則14号・30年9号〕)

(遵守事項)

第6条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく壁、柱、窓等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (2) 許可なくセンターの器具等をセンターの外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく所定の場所以外で飲食しないこと。
- (5) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物(身体障害者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬(同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。)を除く。)を持ち込まないこと。
- (6) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所で喫煙をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(一部改正〔令和2年規則65号〕)

(損傷等の届出)

第7条 センターの施設等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(様式)

第8条 この規則の規定により使用する書類の書式は、別に定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成27年規則14号〕)

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 49 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 26 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 65 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。